

管理 No.	O016
--------	------

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 消防局 予防課  
(危険物規制係 / 電話: 35-1192)

根拠区分	法律・条例一	
許認可等の名称	製造所等の予防規程の認可	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	消防法(昭和23年法律第186号)
	根拠規定条項	第14条の2第1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	消防法(昭和23年法律第186号) 奈良市危険物規制規則(令和4年奈良市規則第35号)
	基準規定条項	消防法第14条の2第1項 / 奈良市危険物規制規則第6条
	審査基準	<p>認可の要件は、消防法第14条の2第2項の規定により、消防法第10条第3項の技術上の基準に適合していないとき、その他火災の予防のために適当でないと認めるときに該当しないこと。この場合において、火災の予防のために適当でない場合とは、消防法第10条第3項の貯蔵及び取扱いの技術基準に適合していないときである。</p> <p>なお、当該規定の技術上の基準については、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則及び危険物の規制に関する技術上の細目を定める告示の関係規定並びにその他関係通知等及び行政実例による。</p> <p>注 標準処理期間は、申請日の翌日から起算し、通常要する処分する日までの期間とする。ただし、次の期間については、標準処理期間に算入しない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条各号に掲げる日</li><li>申請の不備その他の理由による補正及び審査のために必要な書類等の追加のために要する日数</li></ol>
標準処理期間 (経由機関の日数)	14日	
本票の作成日	令和6年5月2日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 令和 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	